

## 第10号議案

「品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

### 1.改正の理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)」の一部が改正されたことにともない、条例が当該規定を参照している条文の規定整備を行う。

### 2.改正内容

スマートフォンのみでマイナンバーカードと同様に、番号利用法上の本人確認ができる仕組みを設けるため、番号利用法第2条第8号に「カード代替電磁的記録」の定義が追加された。この改正により、これまで規定していた第2条第8号から第15号まで号ずれが生じたため、条例で同規定を引用している条文の規定整備を行う。

### 3. 施行期日(附則関係)

令和7年4月1日

品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月10日条例第59号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○品川区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年12月10日条例第59号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>